

栃木県公報

令和 2 (2020)年 12月 28日(月) 号 外 第 69 号

	目	次		
	条	例		
○知事等の給与の特例に関する条例の制定				2
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の	特例に関す	る条例の一部改	E	2
○栃木県立産業技術専門校条例の一部改正	•••••			8

本号で公布された条例のあらまし

◇知事等の給与の特例に関する条例の制定(栃木県条例第45号)

- 1 知事等の給料月額について、令和3 (2021) 年1月1日から同年3月31日までの間、次の割合に相当する額を減額するため、条例を制定することとしました。
 - (1) 知事 100分の15
 - (2) 副知事 100分の10
 - (3) 教育長及び常勤の監査委員 100分の7
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和3 (2021) 年1月1日から施行することとしました。
 - (2) 従前の知事等の給与の特例に関する条例は、廃止することとしました。
 - (3) 知事等の令和3(2021)年1月の給料月額の特例を規定することとしました。

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正(栃木県条例第46号)

- 1 栃木県権限移譲基本方針に基づき、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとしました。
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。(以上別表第1及び別表第2関係)
- 3 施行期日等
- (1) この条例は、一部を除き、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県立産業技術専門校条例の一部改正 (栃木県条例第47号)

- 1 職業能力開発促進法施行規則の一部改正に伴い、栃木県立産業技術専門校における訓練を通信の方法によって実施する場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて、添削及び面接又はそのいずれかによる指導を行うこととすることとしました。(第5条及び第6条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県都市公園条例の一部改正 (栃木県条例第48号)

- 1 栃木県日光だいや川公園に新たに設置されるオートキャンプ場のキャビンCの利用料金の基準額を定める こととしました。(別表第1関係)
- 2 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正(栃木県条例第49号)

- 1 字都宮市に栃木県立字都宮中央高等学校を設置することとしました。
- 2 栃木県立宇都宮中央女子高等学校及び栃木県立足利女子高等学校を廃止することとしました。 (以上別表関係)
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、一部を除き、令和4(2022)年1月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

(2)

条 例

炊に掲げる条例をここに公布する。

- → 知事等の給与の特例に関する条例
- 二 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 三 栃木県立産業技術専門校条例の一部を改正する条例
- 四 栃木県都市公園条例の一部を改正する条例
- 五 栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

令和二年十二月二十八日

栃木県知事 福 田 富 一

栀木県条例第四十五号

知事等の給与の特例に関する条例

(知事及び副知事の給与の特例)

条第一号及び第二号に定める額とする。の十に相当する額を減じた額とする。の十に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同分の十五に相当する額を減じた額、副知事にあっては同条第二号に定める給料月額からその百分例第二号)第二条の規定にかかわらず、知事にあっては同条第一号に定める給料月額からその百「特例期間」という。)において、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和二十九年栃木県条第一条 知事及び副知事の給料月額は、令和三年一月一日から同年三月三十一日までの間(以下

(教育長の給与の特例)

基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。める給料月額からその百分の七に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の服務に関する条例(昭和二十八年栃木県条例第二十七号)第二条の規定にかかわらず、同条に定**第二条** 教育長の給料月額は、特例期間において、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び

(常勤の監査委員の給与の特例)

出の基礎となる給料の月額は、同号に定める額とする。定める給料の月額からその百分の七に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算に関する条例(昭和三十一年栃木県条例第二十六号)第四条第一号の規定にかかわらず、同号に第三条 常勤の監査委員の給料の月額は、特例期間において、栃木県監査委員等の給与及び旅費等

室 三

(冤に野口)

1 この条例は、今和三年一月一日から施行する。

(知事等の給与の特例に関する条例の廃止)

例」という。)は、廃止する。2 知事等の給与の特例に関する条例(平成二十八年栃木県条例第六十三号。汝項において「旧条

(知事等の令和三年一月の給料月額の特例)

- げるそれぞれの額を減じた額に相当する額を減じた額とする。条から第三条までの規定により算定される額から、第一号に掲げるそれぞれの額から第二号に掲係る令和三年一月の給料月額は、退職手当の額の算出の基礎となる場合を除き、それぞれ、第一3 特例期間の初日の前日から引き続き知事及び副知事、教育長並びに常勤の監査委員である者に
 - た場合に算定される令和二年十二月に支給されるべき給料月額に相当する額一 知事及び副知事、教育長並びに常勤の監査委員について、それぞれ、旧条例の規定を適用し
 - く。)の数を二十七で除して得た数を乗じて得た額)に相当する額いた者にあっては、当該額にこれらの職に就いた日から同月三十一日までの日(日曜日を除規定する特例期間の末日の翌日から令和二年十二月三十一日までの間に新たにこれらの職に就の規定を適用した場合に算定される令和三年一月に支給されるべき給料月額(旧条例第一条に二、知事及び副知事、教育長並びに常勤の監査委員について、それぞれ、第一条から第三条まで

(人事課)

萨木県条例第四十六 号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

の一部を次のように改正する。 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号) る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す

赵 띰 送 改 띰 汇 別表第一 (第二条、第三条関係) 別表第一 (第二条、第三条関係) 一~べら!」 器 一~べの! 器 七 大気汚染防止法(昭和四十 七 大気汚染防止法(昭和四十 密 三年法律第九十七号。以下二 三年法律第九十七号)に基づ の頃において「法」とい く事務のうち、同法第六条第 う。)に基づく事務のうち、 一項、第七条第一項、第八条 炊に掲げるもの 第一項、第十一条(同法第十 法第六条第一項の規定に 七条の十三第二項、第十八条 の十三第二項及び第十八条の よる届出の受理及び知事へ の送付(以下「受理等」と 三十一第二項において準用す ~2℃。) る場合を含む。)、第十二条 二 法第七条第一項の規定に 第三項(同法第十七条の十三 よる届出の受理等 第二項、第十八条の十三第二 三法第八条第一項の規定に 頃及び第十八条の三十一第二 よる届出の受理等 項において準用する場合を含 四 法第十一条の規定による む。)、第十七条の五第一 項、第十七条の六第一項、第 届出の受理等 五 法第十二条第三項の規定 十七条の七第一項、第十八条 第一項及び第三項、第十八条 による届出の受理等 六 法第十七条の五第一項の の二第一項、第十八条の六第 規定による届出の受理等 一項及び第三項、第十八条の 七第一項、第十八条の十五第 一項及び第二項、第十八条の 規定による届出の受理等 法第十七条の七第一項の 二十三第一項、第十八条の二 規定による届出の受理等 十四第一項並びに第十八条の 九 法第十七条の十三第二項 二十五第一項の規定による届 出の受理及び知事への送付 において準用する法第十一 条の規定による届出の受理 (以下「受理等」という。) において準用する法第十二 条第三項の規定による届出 の受理等 十一 法第十八条第一項の規 定による届出の受理等 十二 法第十八条第三項の規 定による届出の受理等 <u>十三 法第十八条の二第一項</u> の規定による届出の受理等 十四 法第十八条の六第一項 の規定による届出の受理等 十五 法第十八条の六第三項 の規定による届出の受理等 十六 法第十八条の七第一項 の規定による届出の受理等 十七 法第十八条の十三第二 頃において準用する法第十

(4)	令和 2 (2020)年12月28日 月曜日	枥	不	県	公報	亏外第69亏
	1					
	<∽+1				<	
	定第一項の規定による区域の決く事務のうち、同法第二十条年法律第百九十八号)に基づ十三 民生委員法(昭和二十三	へ 世 <u>那 矢 ヶ 鹿 存 栃ら 及 須 核 口 沼 野 木 井 井 井 井 井 井 井 井 井 井 井 井 井 井 井 井 井 井</u>	ラヤ 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三		定第一項の規定による区域の決く事務のうち、同法第二十条年法律第百九十八号)に基づ十三 民生委員法(昭和二十三	へ
	十川011~11十				+111011~11十	
	 (一) 人九 放に掲げるもの う。) に基づく事務のうち、の項において「法」とい年法律第百七十七号。以下こ二十の二 	男後次町町町町町 <u>日</u> 国町町、、、、二三路、宣布馬子港)	父馬西省当十六公男根谷木生木		() 人人 及 次に掲げるもの う。) に基づく事務のうち、の頃において「法」とい年法律第百七十七号。以下こ二十の二 水道法(昭和三十二	那須沢町町町町 珂町町、、、、 川及、高塩野壬茂 町び那根谷木生木

(一)のく 匈 て 第 を 上 下 高 、 本 上 下 高 、 本 正 田 正 出 正 所 また	(一)のく (一)のく (一)のく (四) (中)のく (日) (中)の (日) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中
11十1~11十7 器	1 1 2 2 2 2 2 2 2 2
1 +< ~ +	
(昭和四十四年政令第百五十 鹿沼市、う。)、都市計画法施行令 佐野市、頃において「法」とい 栃木市、三十三 都市計画法(以下この 足利市、	(昭和四十四年政令第百五十 庭沼市、う。)、都市計画法施行令 佐野市、頃において「法」とい 栃木市、三十三 都市計画法(以下この 足利市、

日光市、

←∃卡′

真岡市、

大 田 原

市及び那

須塩原市

(6) 令和 2 (2020) 年12月28日 月曜日 栃木県公報 八号。以下この頃において 人号。以下この頃において 日光市、 「政令」 という。)、都市計 小山市、 「政令」という。)、都市計 **画法施行規則(昭和四十四年** 真岡市、 画法施行規則 (昭和四十四年 建設省令第四十九号。以下こ 大田原 建設省今第四十九号。以下こ 市、那須 の頃において「御令」とい の頃において「徇令」とい う。)及び法の施行のための 塩原市及 う。)及び法の施行のための 規則に基づく事務のうち、次 び下野市 規則に基づく事務のうち、汝 に掲げるもの(第二十三号か に掲げるもの(第二十三号か り第二十七

きまでに

揚げる

事 ら第二十七号までに掲げる事 務にあっては、開発行為等の 務にあっては、開発行為等の 規制に係るものに限る。) 規制に係るものに限る。) | ~ 川十川 | 魯 | ~ | | | | | | | | | | | | | | 矢板市、 三十三の二 都市計画法(以下 この頃において「法」とい NVD う。) 及び法の施行のための 市、那須 ⊪ □ □ □ 規則に基づく事務のうち、次 に掲げるもの <u> 비미 트</u> 法第二十九条第一項の規 相子 町、茂木 定による許可の申請の受理 町、 市貝 排 町、 芳賀 二、法第二十九条第二項の規 定による許可の申請の受理 町、 王生 批 野木 **严**、祖谷 三 法第三十四条第十三号の 規定による届出の受理等 高根 四 法第三十四条の二第一項 沢町、那 の規定による協議の申出の 須町及び 那四川町 受理等 五 法第三十四条の二第二項 において準用する法第四十 一条第二項ただし書の規定 による許可の申請の受理等 法第三十五条の二第一項 の規定による許可の申請の 受理等 也 法第三十五条の二第三項 の規定による届出の受理等 法第三十五条の二第四項 において準用する法第三十 四条の二第一項の規定によ る協議の申出の受理等 九 法第三十五条の二第四項 において準用する法第四十 一条第二項ただし書の規定 による許可の申請の受理等 十 法第三十六条第一項の規 定による届出の受理等 規定による承認の申請の受 報 十二 法第三十八条の規定に

よる届出の受理等

十三 法第四十一条第二項だ

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		11十回 盤	
(一) な(・1) めの がに がいるの いう。) ではいるの できるの できるの できるの できるの できるの できるの できるの できるの できるの できるの できるの できるの できるの できるの でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	くをび根貝野ら市那矢田岡山光沼野木利宮はにげ一市。 那沢町市市、須板原市市市市市市市市市 ある号町 類町、、、と塩市市、、、、、、、等の事に、除町及高市下く原、、大真小日鹿佐栃足都て務掲第	(· ·) 略 な、次に掲げるもの めの規則に基づく事務のういう。) 及び条例の施行のた 下この頃において「条例」と 十五年栃木県条例第六号。以 三十五 栃木県景観条例(平成	くをび根 野ら市那矢田岡山光沼野木利宮はにげ一市。 那沢 市市、須板原市市市市市市市市市市 かる号町で 類町、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
のうち、次に掲げるもの行のための規則に基づく事務例」という。) 及び条例の施(以下この項において「条三十五の二 栃木県景観条例	<u>月</u> 市市 町 <u>及、</u> び下、 田 市 <u>野</u> 板原	のうち、汝に掲げるもの行のための規則に基づく事務例」という。) 及び条例の施(以下この項において「条三十五の二 栃木県景観条例	<u>単年 大 </u>

(8)

□~₹ 盎

三十五の三十二 を

別表第二 (第二条関係)

掲げるもの法」という。) に基づく事務のうち、次にる法 (以下この項において「読替え後の三第三項の規定により読み替えて適用され第十六号) 第百七十四条の四十九の十一の及び地方自治法施行令 (昭和二十二年政令中四 介護保険法 (平成九年法律第百二十三十四 介護保険法 (平成九年法律第百二十三

1 と

盘 ♀ ♀

十回の11~111十1 器

1~1、8

川十円の川~回十川 器

別表第二 (第二条関係)

掲げるもの 法」という。) に基づく事務のうち、次にる法(以下この項において「読替え後の三第三項の規定により読み替えて適用され第十六号) 第百七十四条の四十九の十一の及び地方自治法施行令(昭和二十二年政令号。以下この項において「法」という。) 十四 介護保険法(平成九年法律第百二十三

(1) と

る介護サービス事業者に係るものに限む。)が宇都宮市の区域内のみに所在す宅サービス等の種類が異なるものを合に係る施設(当該指定又は許可に係る居に係る事業所又は当該指定若しくは許可項の規定による届出の受理等(当該指定団、法第百十五条の三十二第二項及び第三

<u>∭</u>~<u>≤</u> 零

十回の11~111十1 盤

室 宝

- 布の日から施行する。 十一の二第二項」を「第百七十四条の四十九の十一の二第三項」に改める部分に限る。)は、公二十七の四の項とする改正規定及び別表第二の十四の項の改正規定(「第百七十四条の四十九の十七の三の項を二十七の二の項とし、二十七の四の項を二十七の三の項とし、二十七の五の項を11、この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第一中二十七の二の項を削り、二
- その他の行為とみなす。 については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、新条例別表第一の下欄に掲げる市町為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対されの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行の処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれとこの条例の施行の目(以下「施行日」という。)前に改正後の栃木県知事の権限に属する事務

(行政牧革10m推進課)

振木 県 条 例 第 四 十 七 号

栃木県立産業技術専門校条例の一部を改正する条例

る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す栃木県立産業技術専門校条例(昭和四十七年栃木県条例第七号)の一部を次のように改正する。

改 正 滚

(普通課程の訓練基準)

りとする。に掲げる事項に応じ、当該各号に定めるとおれ条第一項の条例で定める基準は、次の各号第五条 普通課程の普通職業訓練に係る法第十

ろこと。 及び面接又はそのいずれかによる指導を行められる方法により、必要に応じて、添削とができること。この場合には、適切と認い場合は、通信の方法によっても、行うこ… 訓練の実施方法 訓練の実施に支障がな

四~九 略

22 容

(短期課程の訓練基準)

りとする。に掲げる事項に応じ、当該各号に定めるとお九条第一項の条例で定める基準は、次の各号第六条 短期課程の普通職業訓練に係る法第十

| • | | 容

められる方法によりとができること。この場合には、適切と認と場でまるは、通信の方法によっても、行うこ三 訓練の実施方法 訓練の実施方法

そのいずれかによる指導を行うこと。、必要に応じて、統削及び面接又は

图~ 八 图

22 器

(普通課程の訓練基準)

りとする。に掲げる事項に応じ、当該各号に定めるとおれ条第一項の条例で定める基準は、次の各号第五条 普通課程の普通職業訓練に係る法第十

| • | | と

められる方法により 添削とができること。この場合には、適切と認い場合は、通信の方法によっても、行うこ三 訓練の実施方法 訓練の実施に支障がな

及び面接

による指導を行

四~九 略うこと。

22 容

(短期課程の訓練基準)

りとする。に掲げる事項に応じ、当該各号に定めるとお九条第一項の条例で定める基準は、次の各号第六条 短期課程の普通職業訓練に係る法第十

うほか、必要に応じて面接められる方法により、添削による指導を行とができること。この場合には、適切と認い場合は、通信の方法によっても、行うこ三 訓練の実施方法 訓練の実施に支障がな

- による指導を行うこと。

图~ 化 图

22 器

温波

この条例は、公布の日から施行する。

(労働政策課)

栃木県条例第四十八号

栃木県都市公園条例の一部を改正する条例

る。別表第一の8栃木県日光だいや川公園の部別休養施設の項中備考以外の部分を汝のように改め栃木県都市公園条例(昭和四十九年栃木県条例第六号)の一部を汝のように改正する。

(2) 休養施設

施	設	名	利用区分	単 位	基 準 額
	フリーテントサイ	٢	宿	1区画1泊	2,610円
	オートキャンプサイ		宿	1区画1泊	4,700円
			日帰り	1区画1回	2,610円
	キャンピングカーサイ	, ŀ	宿	1区画1泊	5,750円

オートキャンプ場	トレーラーハウス(5人用)	宿泊	1 棟 1 泊	16,700円
	トレーラーハウス(8人用)	宿泊	1 棟 1 泊	23, 400円
	キャビンA(4人用)	宿泊	1 棟 1 泊	19, 300円
	キャビンB (4人用)	宿 泊	1 棟 1 泊	24, 500円
	キャビンC(8人用)	宿 泊	1 棟 1 泊	31,700円

温 弦

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県条例第四十九号

栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す

改 正 後			松	띰	湟		
別表 第2条関係) 1 略 2 高等学校		別表 1 2	(第2条関係) 略 高等学校				
名称	位 置	名			称	位	置
略		略					
栃木県立宇都宮中央女子高等学校	略	栃っ	木県立宇都宮中	央女子高	等学校	略	
栃木県立宇都宮中央高等学校	宇都宮市						
略		略					
3 略		3	略				

る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す第二条 栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

			及	띰	滚					改	띰	汇		
另	別 表 1 2	(第2 <i>9</i> 略 高等等						表 1 2	(第2条 略 高等学					
	名				称	位	置	名				称	位	置
	略							略						
	栃	木県立	宇都宮夕	女子高等	学校	略		栃	木県立	宇都宮ュ	女子高等	等学校	略	

	栃木県立宇都宮中央女子高等学校	宇都宮市
略	略	
栃木県立足利南高等学校略	栃木県立足利南高等学校	略
	栃木県立足利女子高等学校	足利市
略	略	
3 略	3 略	-

室 宝

- 大年四月一日から施行する。日から、同条中同部栃木県立宇都宮中央女子高等学校の項を削る改正規定及び次項の規定は令和日から、同条中同部栃木県立宇都宮中央女子高等学校の項を削る改正規定は同年四月一に関する条例別表の2高等学校の部栃木県立足利女子高等学校の項を削る改正規定は同年四月一日、この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第二条中栃木県立学校の設置及び管理
- 当該高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。理に関する条例別表の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日に当該高等学校に在学する者が2 栃木県立宇都宮中央女子高等学校は、第二条の規定による改正後の栃木県立学校の設置及び管

(教育委員会事務局高校教育課)